

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

資料2-3

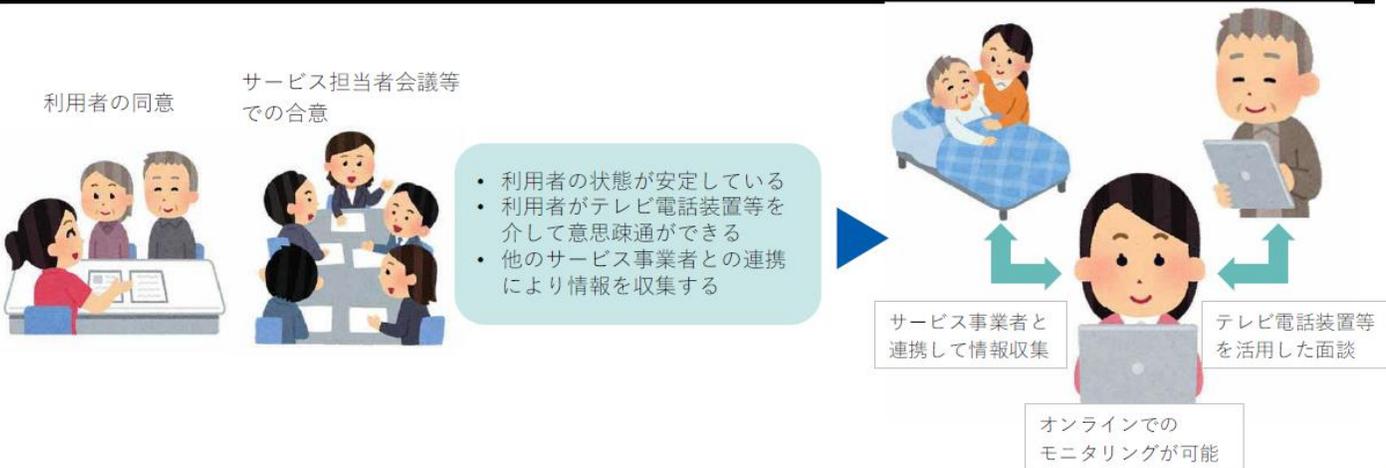
## 【居宅介護支援・介護予防支援】

### 1. (1) ③ 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

#### 概要

【居宅介護支援、介護予防支援】

- 人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用したモニタリングを可能とする見直しを行う。
- 【省令改正】
- ア 利用者の同意を得ること。
- イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- 利用者の状態が安定していること。
  - 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）。
  - テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。
- ウ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。



# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

## 【居宅介護支援】

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくとも1月に1回、利用者に面接すること。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

## 【介護予防支援】

モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。
- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
  - (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
  - (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
    - a 利用者の心身の状況が安定していること。
    - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
    - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。
- ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。
- エ 利用者の居宅を訪問しない月（イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあつては、電話等により利用者との連絡を実施すること。
- オ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

## 【居宅介護支援・介護予防支援】

〔解釈通知〕

- テレビ装置等を活用して面接を行う場合においても、利用者の状況に変化が認められた場合等は、居宅を訪問することによる面接に切り替えることが適当
  
- テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守。
  
- テレビ装置等を活用して面接を行うにあたっては、以下に掲げる事項について留意すること。
  - ①文書により利用者の同意を得る必要あり。その際には、テレビ電話装置等による面接のメリット・デメリットを含め、具体的な実施方法（居宅への訪問は2月に1回等）を懇切丁寧に説明する。なお、利用者の認知機能が低下している場合は、同意を得ることが困難と考えられる利用者については、テレビ電話装置等を活用した面接の対象者として想定されない。

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

②利用者の心身の状況が安定していることの確認は、主治医等による医学的な観点からの意見や以下の事項等も踏まて、サービス担当者会議等において総合的に判断することが必要である。

- ・介護者の状況の変化がないこと
- ・住環境に変化がないこと（住宅改修による手すり設置やトイレの改修等を含む）
- ・サービス（保険外サービスも含む）の利用状況に変化が無いこと

③テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、利用者がテレビ電話装置等を介して、利用者の居宅において対面で面接を行う場合と同程度の対応ができる必要がある。テレビ電話装置等の操作は、家族等の介助者が操作を行うことも可。

④テレビ電話装置等を活用して面接を行う場合、画面越しでは確認できない利用者の健康状態や住環境等の情報については、サービス事業所担当者からの情報提供により補完する必要がある。担当者の同意を得るとともに、担当者等の過度の負担とならないよう、情報収集を依頼する項目や情報量について留意が必要。

◇サービス事業所の担当者に情報収集を依頼するに当たっては、「情報連携シート」を参考にする。

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

モニタリングに係る情報連携シート				別紙 3
<b>1. 基本情報</b>				
↑白色のセルは居宅介護支援事業所が記入ください、↑オレンジ色のセルはサービス事業所が記入ください。				
	居宅介護支援事業所	サービス事業所		
フリガナ 利用者名		←利用者名を別途共有できる場合、利用者名は記入不要		
事業所名				
記載者名				
記載者役職	介護支援専門員			
記載日				
<b>2. ケアの実施状況・目標の達成状況</b> (本項目はサービス事業所が記入ください)				
ケアの実施状況 (具体的内容、ケアプラン通りに実施されているか、サービスの内容が適切か等)				
目標1	目標の内容			
	目標達成状況と状況 (該当する項目に○の上、自由記述)	達成 一部達成 未達成		
	ケアの評価と根拠 (該当する項目に○の上、自由記述)	継続 見直し 中止		
目標2	目標の内容			
	目標達成状況と状況 (該当する項目に○の上、自由記述)	達成 一部達成 未達成		
	ケアの評価と根拠 (該当する項目に○の上、自由記述)	継続 見直し 中止		
特記事項				
<b>3. ケアマネジャーとサービス事業所の情報連携</b>				
サービス事業所に確認してほしい項目 (該当する項目をすべてチェック)				
<input type="checkbox"/> 利用しているサービス事業所の状況 (満足度等) <input type="checkbox"/> 利用者の変化 <input type="checkbox"/> 利用者・家族の要望 <input type="checkbox"/> 家族の状況変化 <input type="checkbox"/> サービスの適正度 <input type="checkbox"/> 新しい生活課題 <input type="checkbox"/> 居宅サービス計画・個別援助計画変更の必要性 <input type="checkbox"/> 健康状態 <input type="checkbox"/> ADL <input type="checkbox"/> IADL <input type="checkbox"/> 認知機能や判断能力 <input type="checkbox"/> コミュニケーションにおける理解と表出の状況 <input type="checkbox"/> 生活リズム <input type="checkbox"/> 排泄の状況 <input type="checkbox"/> 清潔の保持に関する状況 <input type="checkbox"/> 口腔内の状況 <input type="checkbox"/> 食事摂取の状況 <input type="checkbox"/> 社会との関わり <input type="checkbox"/> 家族等の状況 <input type="checkbox"/> 居住環境 <input type="checkbox"/> その他留意すべき事項・状況				
情報収集の観点 (介護支援専門員が記載)		確認した事項 (※介護支援専門員から依頼があった項目の他、変化や課題があった項目にはコメント記入ください)		
		(該当する方に○) 変化   課題		具体的な内容
		あり/なし	あり/なし	

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

⑤主治医、担当者その他の関係者の合意を得る方法としては、サービス担当者会議のほか、利用者の通院や訪問診療への立会時における主治医への意見照会や、サービス事業所の担当者との日頃の連絡調整の際の意見照会も想定されるが、いずれの場合でも、合意に至るまでの過程を記録しておくこと。

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

各都道府県介護保険担当課（室）  
各市町村介護保険担当課（室）  
各介護保険関係団体 御中  
←厚生労働省老健局 高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

## 介護保険最新情報

今回の内容

「令和6年度介護報酬改定に関する  
Q&A（Vol.1）（令和6年3月  
15日）」の送付について

計112枚（本紙を除く）

Vol.1225

令和6年3月15日

厚生労働省老健局

高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

【貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしくお願いたします。】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3971、3979、3938)  
FAX : 03-3595-4010

### 【居宅介護支援・介護予防支援】

#### ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 106 テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、訪問介護員が訪問している間に、テレビ電話装置等の準備をすることは可能か。

(答)

訪問介護の提供に支障が生じない範囲で、例えば ICT 機器の On/Off 等の協力などを行うことは差し支えないが、具体的な実施方法や連携方法等は、あらかじめ指定居宅介護支援事業所と訪問介護事業所とで調整すること。また、協力・連携の範囲について、利用者の要望や目的によっては、適切ではない場合等もあると考えられるため、その必要性等については、状況に応じて判断する必要がある。

#### ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 107 居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下「居宅サービス計画等」という。）を作成後、初回のモニタリングについてもテレビ電話装置等を活用して行うことは可能か。

(答)

要件を満たしていれば可能であるが、居宅サービス計画等の実施状況を適切に把握する観点から、初回のモニタリングは利用者の居宅を訪問して行い、その結果を踏まえた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングが可能かどうかを検討することが望ましい。

#### ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 108 情報連携シートの項目はすべて記載する必要があるか。

(答)

テレビ電話装置等を活用したモニタリングのみでは収集できない情報について、居宅サービス事業者等に情報収集を依頼する項目のみを記載すればよい。

# 他のサービス事業所との連携によるモニタリングについて

## ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 109 サービス事業所に情報収集を依頼するにあたり、情報連携シートではなく、民間の介護ソフト・アプリの記録機能を活用する方法は認められるか。

(答)

情報連携シートは様式例であるため、必ずしもこの様式に限定されないが、介護ソフト・アプリの記録機能を活用する場合においても、情報連携シートの項目と照らし、指定居宅介護支援事業者と居宅サービス事業者等の連携に必要な情報が得られるかを確認すること。

## ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 110 利用者に特段の事情がある場合には1月に1回（介護予防支援の場合は3月に1回）のモニタリングを行わなくてもよいが、利用者が使用するテレビ電話装置等のトラブルによりモニタリングが実施できなかった場合は特段の事情に該当するか。

(答)

該当しない。この場合は、利用者の居宅への訪問によるモニタリングに切り替えること。

## ○ テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて

問 111 文書により利用者の同意を得る必要があるが、重要事項説明書等にチェック欄を設けるなどの対応でも差し支えないか。

(答)

利用者やその家族に対し、テレビ電話装置等を活用したモニタリングについて、そのメリット・デメリットを含め十分に説明した上で、チェック欄にチェックを入れることにより同意を得ることは差し支えない。